

## 利 用 上 の 注 意

### 1. 用語の解説

#### (1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

#### (2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所。

建設業，製造業，運輸業，飲食店，宿泊業，病院，学校，官公庁等に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所。

主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具，病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備，産業用機械（農業用器具を除く），建設材料（木材，セメント，板ガラス，かわら等）など）を販売する事業所。

製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の卸売事業所（主として管理的事務を行っている事業所を除く）。

例えば，家電メ - カ - の支店・営業所が，自社製品を問屋などに販売している場合，その支店，営業所は卸売事業所となる。

商品を卸売し，かつ，同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業でなく卸売業とする。）。

代理商，仲立業の事業所。「代理商，仲立業」とは，主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所をいう。代理商，仲立業には，一般的に，買継商，仲買人，農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

#### (3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所。

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所。

商品を販売し，かつ，同種商品の修理を行う事業所（修理料収入額の方が多くても，同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。）。

ただし，修理のみを専業としている事業所は，修理業（大分類 Q - サービス業（他に分類されないもの））となる。この場合，修理のために部品などを取り替えても，商品の販売とはしない。

製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）。

例えば，菓子店・パン屋・弁当屋・豆腐屋・調剤薬局など。

ガソリンスタンド。

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても，商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で，主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所。

別経営の事業所（官公庁，会社，工場，団体，遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。）。

- (4) 従業者  
平成 16 年 6 月 1 日現在で、この事業所の業務に従事している従業者をいう。  
従業者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいう。  
「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。  
「無給の家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。  
「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。  
「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。  
ア 期間を定めずに雇用されている者  
イ 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者  
ウ ア、イ以外の雇用者のうち、平成 16 年の 4、5 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用されていた者
- (5) 就業者  
就業者とは「従業者」に「臨時雇用者」、「派遣・下請受入者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」を除いたものをいう。  
「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で 1 ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。  
「派遣・下請受入者」とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。  
「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、他の会社など別経営の事業所へ派遣している者又は下請として他の会社など別経営の事業所の業務に従事している者をいう。
- (6) 年間商品販売額  
平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの 1 年間のその事業所における有体商品の販売額をいう。  
なお、年間商品販売額には消費税額を含む。
- (7) 経営組織  
「個人」には「法人でない団体」を含んでいる。
- (8) 売場面積（小売業のみ）  
平成 16 年 6 月 1 日現在で商店が商品を販売するために、実際に使用している延床面積をいう（食堂、喫茶、屋外展示場、事務室、倉庫、作業所、調剤薬局の調剤室、他に貸している店舗（テナント）等は除く）。  
ただし、牛乳小売業、自動車小売業（新車・中古車）、畳小売業、建具小売業、新聞小売業、ガソリンスタンド、店頭販売を行っていない訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所については売場面積の調査を行っていない。
- (9) セルフサービス方式（小売業のみ）  
セルフサービス方式とは、次の 3 つの条件を兼ね備えている場合をいう。

商品が無包装のまま，あるいはプリパッケージ（消費単位にあわせてあらかじめ包装する）され，値段がつけられていること。

店に備えつけられた買物カゴ，ショッピングカートなどにより，客が自由に商品を取り集めるような形式を取っていること。

売場の出口などに設けた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式になっていること。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

## 2. 記号及び注記

- (1) この確報の産業分類は日本標準産業分類による。また前回数（平成14年）については，改訂後の産業分類に組み替えて比較している。
- (2) 各表中，百分率で表示した数値及び年間商品販売額については，四捨五入したため合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- (3) 統計表中の記号については，次のとおり。
  - 「 - 」・・・該当数値なし
  - 「 0.0 」・・・端数四捨五入のため単位未満（0.05未満）
  - 「 」・・・減少又はマイナス数値
  - 「 X 」・・・当該事業所が1ないし2の場合，申告者の秘密保護のために秘匿したもので，その数字は合計に含まれる。また，3以上の事業所に関する数字でも秘匿した1又は2の事業所に関する数字が前後の関係から判明する箇所は「X」で秘匿した。

## 3. その他

- (1) 前回数との比較については，直近の本調査（平成14年）と比較している。
- (2) この確報の数値は，本県独自の方法により集計したもので，経済産業省が公表している数字と相違することがある。
- (3) この報告書の数値を他に転載する場合は，「商業統計調査（簡易調査）確報」による旨明記すること。

## 4. 問い合わせ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県企画部統計課 商工業統計係  
電 話 099-286-2479